

第三十五回港湾環境整備負担金部会

平成二十七年十二月十八日（金）

於 都庁第二本庁舎三十一階

特別会議室二十三

一 開 会

二 諮問事項の審議

・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

三 閉 会

出席者		
	——	識 験 者
（一財）みなと総合研究財団理事長	——	鬼 頭 平 三
明治大学農学部教授		倉 本 宣
——	——	港 湾 ・ 海 上 公 園 関 係 者
（一社）東京港運協会会長		鶴 岡 純 一
東京倉庫協会会長		笠 原 伸 次
（一社）日本船主協会常務理事		石 川 尚
東京港湾労働組合連合会執行委員長代行		山 田 敏 也
——	——	関 係 行 政 機 関 の 職 員
——	——	石 川 雄 一（代）
関東地方整備局長		濱 勝 俊（代）
関東運輸局長		田 中 弘 之（代）
東京海上保安部長		古 谷 ひ ろ み
——	——	中 田 有 紀
——	——	吉 田 憲 治
——	——	監 理 担 当 課 長
——	——	企 画 担 当 課 長

開 会 （午後一時二十五分）

○宮崎企画担当課長 それでは、時間前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまより第三十五回港湾環境整備負担金部会を開催させていただきます。

委員の皆様方につきましては、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入りますまで、進行は私、東京都港湾局総務部企画担当課長の宮崎が務めさせていただきます。いただきますので、どうぞよろしく願います。

まず、定足数につきましてご報告申し上げます。本日は九名の委員のうち、代理の方を含めまして全員ご出席しておりますので、よって東京都港湾審議会条例に定められております定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本部会は公開とさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

次に、本日お手元に配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。と思います。

まず、会議次第でございます。

次に、「東京都港湾審議会港湾環境整備負担

金部会委員名簿」でございます。

次に、「諮問書（写）」でございます。

次に、資料一といたしまして「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」でございます。

次に、資料二といたしまして「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

次に、資料三でございますが、「負担割合一覧表」でございます。

次に、資料四でございますが、「平成二十六年・平成二十七年事業費等比較表」でございます。

そのほか、冊子でお配りしております「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」、「港湾環境整備負担金制度について」及び座席表でございます。

以上、ご確認のほどよろしくお願いいたします。不足等ございましたら事務局のほうまで申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

○宮崎企画担当課長 それでは、本日の審議事項でございますが、お手元の配付資料の諮問書の写しに記載がございます、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）についてでございます。

本件審議につきましては、昭和五十五年の東京都港湾審議会の議決によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするものとなっております。

それでは、これからの議事進行につきまして鬼頭部会長より、どうぞよろしくお願いいたします。

○鬼頭部会長 部会長を仰せついております鬼頭でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

それでは早速諮問事項の審議に入らせていただきます。資料一「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」について、その内容を事務局からご説明お願いいたします。

○古谷港湾経営部長 港湾経営部長の古谷でございます。港湾環境整備負担金制度につきまして、既にご案内のことと存じますが、改めまして制度の概要につきまして、簡単にご説明させていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度で、臨港地区等に事業所を

立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備、保全のための工事費用の一部につきましてご負担をいただくものでございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしました。昭和五十六年度よりご負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきましてご説明申し上げます。

本日ご審議いただきます平成二十七年年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は四千二百一万余円、また、負担対象事業者は七十四社でございます。

それでは、資料に基づきご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます資料一「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」をらんぐください。

お手数ですが、三枚目の「負担対象工事の指定について」の表をお開き願います。

お開き願いましたでしょうか。表の最上段にあります①の「工事の種類」から⑧の「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」まで、項目ごとに順次ご説明申し上げます。①から⑧の各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づい

て告示する事項でございます。

まず、①の欄の「工事の種類」でございます。

一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められている海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二は「港湾環境整備施設の維持の工事」で、
三は「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

続きまして②の欄でございますが、これは「工事の名称」でございます。

一の建設又は改良の工事は、城南島海浜公園、青海中央ふ頭公園及び新木場公園の整備工事でございます。

二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。

三は東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

③の欄は、それぞれ「工事の実施された場所」をお示ししております。

④の欄は「工事の完了した日」でございますし、⑤の欄は、それぞれの工事に要した平成二十六年年度の費用でございます。

⑥の欄は「負担区域」でございます。

一の建設又は改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域で

ございます。三の水面の清掃工事につきまして
は、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域と
なります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、
東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づ
きまして、この負担区域内で事業を営んでおら
れる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平
方メートル以上の方々でございます。

⑦の欄でございますが、それぞれの工事に要
した費用に対する負担の割合でございます。そ
の内容につきましては、資料三に記載してござ
いますので、後ほどご説明させていただきます。

⑧の欄は「当該工事に係る負担区域内にある
工場又は事業場の敷地等の合計面積」でござい
まして、この面積が負担金額の算出の根拠とな
るものでございます。

以上、諮問案につきまして概略をご説明申し
上げましたが、詳細につきましては資料二で補
足させていただきますと存じます。

恐れ入りますが、資料二の一ページをお開き
いただきます。よろしいでしょうか。負担金の
負担区域を図示したものでございます。負担区
域は、東京港港湾区域及び臨港地区でございま
す。図の右下の表の上段にお示ししてあります
ように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が
港湾区域でございます。面積は五千百九十一・

二ヘクタールでございます。

赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございますして、面積は千三十三・三ヘクタールでございます。

また、中段の表には、先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれ施工箇所を図示してございます。

青色で表示しております①から⑩の十公園は、港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事の対象としております。

公園の名称及び面積は下段の表に記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

また、水面清掃工事の施工箇所は、太い黒い線で囲われた港湾区域内でございます。

続きまして、二ページ目をお開きください。

二ページ目は「平成二十七年港湾環境整備負担金の概要」でございます。この表は、負担金額の算定内容を記載したものでございます。

上段の表につきまして、ご説明を申し上げます。

建設・改良工事につきましては、A欄の事業費七千五百三十八万余円に対しまして、記載の計算式により、F欄の負担額が六百十五万余円となります。

同様に、維持工事につきましては、事業費が

九千八百七十五万余円に対しまして、負担額が一千八百十六万余円、水面清掃工事につきましては、事業費二億四千七百八十四万余円に対し、負担額が千七百六十九万余円となり、合計額は事業費四億二千百九十八万余円に対しまして、負担額は四千二百一万余円でございます。

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載してございます。また、D欄に分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してございます。

次の三ページから五ページ目までは各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、六ページから九ページをごらんいただきたいと存じます。六ページをお開きいただければよろしいでしょうか。

建設・改良工事の概要でございます。内容といたしましては、六ページ、七ページが城南島海浜公園のデッキ及び附帯設備改修の設計と工事、八ページが青海中央ふ頭公園のグラウンド、附帯設備及び園路の改修工事、九ページが新木場公園の照明設備の改修工事でございます。

続きまして、十ページをごらんいただきたいと思えます。

維持工事の対象となっております十カ所の公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したものでございます。

維持管理面積につきましては増減はなく、合計が約三十一万二千百十平米となっております。

続きまして、資料三をござらんいただきましたと思います。資料三は負担割合一覧表でございます。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、目的や主たる利用対象者の状況に応じ種別化し、設定させていただいております。

続きまして、資料四をござらんいただきたいと存じます。この表は、参考までに平成二十六年と平成二十七年の負担金の対象となる工事の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十七年、中段が平成二十六年、下段が増減を記載してございます。

それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが負担対象額となります。

このうち、事業者の方々にご負担をいただく額といたしましては、昨年度と比べまして約六百七十四万増の四千二百一万余円となっております。

以上をもちまして、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○鬼頭部会長 ありがとうございます。ただいま事務局から諮問事項についてご説明をいただきました。今の説明につきましてご質問、あるいはご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。特にご発言ございませんでしょうか。それでは、ご発言もないようですので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきましては原案どおりとする旨、決議をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鬼頭部会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、原案を適当とする旨、答申をすることといたします。

部会長の私から答申書を古谷港湾経営部長にお渡しいたしますが、若干準備がございますので、そのままお待ちをいただきたいと思ひます。

それじゃ、こういうことで、よろしくお願ひします。

(答申書手交)

○鬼頭部会長 今、港湾経営部長さんに答申書を

お渡しさせていただきました。以上をもちまして、本日の諮問事項の審議を終了させていただきました。委員の皆様には円滑なご審議にご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過につきましては、次回開催されます東京都の港湾審議会におきまして、私から報告させていただくことにしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、古谷部長からご挨拶を申し上げたいとお聞きしておりますので、よろしく申し上げます。

○古谷港湾経営部長 それでは、本日は大変お忙しい中、本負担金部会にご出席をいただき、ご審議を承りまして、まことにありがとうございます。

ただいま諮問案につきましては原案を適当とするという旨、答申を頂戴いたしました。

東京都は港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全におお一層努めてまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

閉会（午後一時四十二分）

—
—
了
—
—